

答申第198号  
令和4年12月27日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定  
に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、  
令和4年12月16日付け佐市環政第576号により諮問がありました「音声によるカ  
ラス追い払い実証実験に係るトレイルカメラ設置及びデータの外部提供に伴う個人情報の本  
人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当な  
ものと認めます。